

質問事項に対する回答

(内閣官房 IT 担当室)

平成20年9月のオンライン利用拡大行動計画において、重点手続き分野ごとの取組方針及び目標値が示されているが、本人確認方法の改善に関するこれまで検討・実施の状況を教えていただきたい。

1 オンライン利用に係るガイドラインの策定については、電子政府の手續に
応じたセキュリティ確保策、ユーザビリティ向上策について政府横断的な
統一ガイドラインを策定するため、平成20年10月2日、内閣官房IT担当
室に有識者を含めた「電子政府ガイドライン作成検討会」を設置し、検討を
進めてきた。

同検討会は、平成22年2月2日、オンライン手續における脅威に対するリ
スクの影響度を踏まえた合理的な認証方式の検討を可能とすることを目的と
した「オンライン手續におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン
(案)」をとりまとめ、同ガイドラインは、平成22年8月31日にCIO連絡
会議において決定されている。

同ガイドラインにおいては、手續を所管する各府省において、オンライン
手續に関わる脅威と脅威から生じるリスクの影響度を導出し、その影響度の
レベル(保証レベル)に応じた対策基準(本人確認方法/認証方式)を検討
し適用することとされている。(別添1「オンライン手續におけるリスク評価
及び電子署名・認証ガイドラインの概要」参照)

(参考) オンライン利用拡大行動計画(抄)

I-2 1 オンライン利用に係るガイドラインの策定

内閣官房(IT担当室及び情報セキュリティセンター)において、電
子政府の手續に応じたセキュリティ確保策、ユーザビリティ向上策に
ついて政府横断的な統一ガイドラインを策定することに向け、有識者
を含めた検討の場を速やかに立ち上げ、「セキュア・ジャパン2008」に
おける取組も踏まえつつ、経済産業省及び関係府省の協力を得て、年度内
に一定の方向性を取りまとめることとする。

2 本人確認方法の再点検及び士業による代理申請時の本人確認の省略につ
いては、手續を所管する各府省において取り組まれており、オンライン利用
拡大行動計画策定以降、社会保険・労働保険関係の手續における、これま
での士業者が代理申請した場合の事業主の電子証明書の省略に加え、提出
代行に関わる同意書等の添付による被保険者の電子証明書の省略等、対
応が図られていると承知している。

また、平成 22 年 8 月 31 日に C I O 連絡会議において決定された「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」に沿って、手続を所管する各府省において、オンライン手続に関わる脅威と脅威から生じるリスクの影響度を導出し、その影響度のレベル（保証レベル）に応じた対策基準（本人確認方法／認証方式）を検討し適用することになるものと考えている。

（参考）オンライン利用拡大行動計画（抄）

I-2 3 認証基盤の抜本的な普及拡大策

(1) 本人確認方法の見直しに関する方策

① 本人確認方法の再点検

電子署名を要する手続について、セキュリティの確保に留意しつつ、本人確認方法の再点検を行う。特に、次に該当する手続については、重点的に見直すものとする。

- ・ 紙の申請時に署名や押印を要しない手続
- ・ 法令上、署名や押印を必要としていない手続
- ・ 既に ID・パスワード化を実施している手続と同種の手続
- ・ なりすましにより不当に利益を得ることが想定できない手続

② 士業による代理申請時の本人確認の省略

未実施の手続への拡充を進める。

例えば委員の委嘱など、いわゆる申請以外で書面に基づいて行われている非定型業務にこういったものがあるか、これらの件数について把握されているか、また電子化による事務効率改善の計画等はあるか教えていただきたい。また、これらを電子化するに当たって障壁となる規制・制度・慣行や実務上の課題があれば教えていただきたい。

1 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の規定により、

- ①申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知、
- ②処分の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知、
- ③法令の規定に基づき行政機関等が書面等に記録されている事項の縦覧又は閲覧、
- ④法令の規定に基づき行政機関等が書面等を作成又は保存することについては、電子情報処理組織を使用し、あるいは電磁的記録により対応することが可能となっている。

- 2 内閣官房 IT 担当室としては、オンライン利用の促進を図る観点から、上記の①～④のうち電子情報処理組織を使用し、あるいは電磁的記録により対応しているものについては把握しているが、ご指摘のような「申請以外で書面に基づいて行われている非定型業務」については、件数、計画等も含め把握しておらず、電子化するに当たって障壁となる規制・制度・慣行や実務上の課題についても承知していない。(別添 2 「行政手続オンライン化法」抜粋参照)

本人確認方法の改善について、現行の電子署名方式に代わるセキュリティレベルが高い認証方式の導入等の認証基盤の抜本的な普及拡大策を含め、今後の取組方針を教えてください。

- 1 行政サービスのオンライン利用については、「新たな情報通信技術戦略」(平成 22 年 5 月 11 日 IT 戦略本部決定)において、「費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を平成 22 年度中にとりまとめる」こととされており、現在、電子行政に関するタスクフォースにおいて検討を行っているところである。
- 2 本人確認方法の改善については、「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」に沿って、手続を所管する各府省において、合理的な認証方式の検討・見直しが行われることになるものと考えている。

(参考) オンライン利用拡大行動計画

I-2 3 認証基盤の抜本的な普及拡大策

(1) 本人確認方法の見直しに関する方策

③ ID・パスワード方式のセキュリティの向上

上記の本人確認方法の再点検を行った上で、行政手続のうち厳格な本人確認等が求められ、単純な ID・パスワード方式によってはセキュリティ要件を満たすことができない場合であっても、現行の電子署名方式とは別に、セキュリティの確保と利用者の利便性の向上を同時に満たすことができる新たな方策を検討する。

例えば、ID・パスワードに基づき、利用者本人からオンライン申請が行われた場合であっても、行政側が当該申請内容に電子官印(官職証明書)を付して申請者本人に送り返し、本人が当該内容の確認をした上で、問題がなければその旨の返信をしてもらうことで足りることとし、記載事項を変更する必要が生じた場合に限り、現行の電子署名方式を利用

して変更申請を行うことができるようにする方策などについて、上記1
におけるオンライン利用に係るガイドラインの策定の際に検討する。

また、上記のような、本人の電子署名ではなく電子官印（官職証明書）
を活用するなどの申請の仕組みについて、電子行政推進法（仮称）の検
討と併せて必要な法制度上の手当てを行うことを検討する。

(総務省への質問に対する回答)

利用率の低い電子申請システムの廃止が相次いでいるが、将来的にこういった手続きは紙で行い続けるのか、或いは維持費のかからない電子化の方法等について検討されているのか、教えていただきたい。

(内閣官房・総務省作成)

- 1 ご指摘の利用率の低い電子申請システムの廃止については、「オンライン利用拡大行動計画」(平成20年9月12日IT戦略本部決定)において、システムの整備・運用に係る経費に対してオンライン利用による効果が十分発現していない「利用率が極めて低調である等の手続のオンライン化については見直しを図るなど、メリハリの効いた対応を行うことが重要である」とされたことから、電子政府評価委員会における検討を踏まえ、平成20年度は2システムを、平成21年度は8システムをそれぞれ停止したものである。
- 2 行政サービスのオンライン利用については、「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日IT戦略本部決定)において、「費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を平成22年度中にとりまとめる」こととされており、現在、電子行政に関するタスクフォースにおいて検討を行っているところである。

平成23年1月7日の電子行政に関するタスクフォースで示された「新たなオンライン利用計画について(中間整理)」においては、オンライン利用の対象サービスの範囲に係る基準の考え方について、「費用対効果を検討し、個別にオンライン化の継続又は停止を判断する」こととしており、費用対効果を基本として電子的に手続を行うか、紙で行うことにするかを検討することになると考えている。(別添3「新たなオンライン利用計画について(中間整理)の概要」参照)
- 3 なお、ICT技術の発展等によって、オンライン利用に係る費用(電子申請システムに係る費用を含む)が低減する等の事情により、費用対効果が改善する場合には、オンライン利用の範囲を見直すこともありうるものであり、国民の利便性向上や行政効率化の観点から費用対効果を高めるようにオンライン利用を行うことになると考えている。

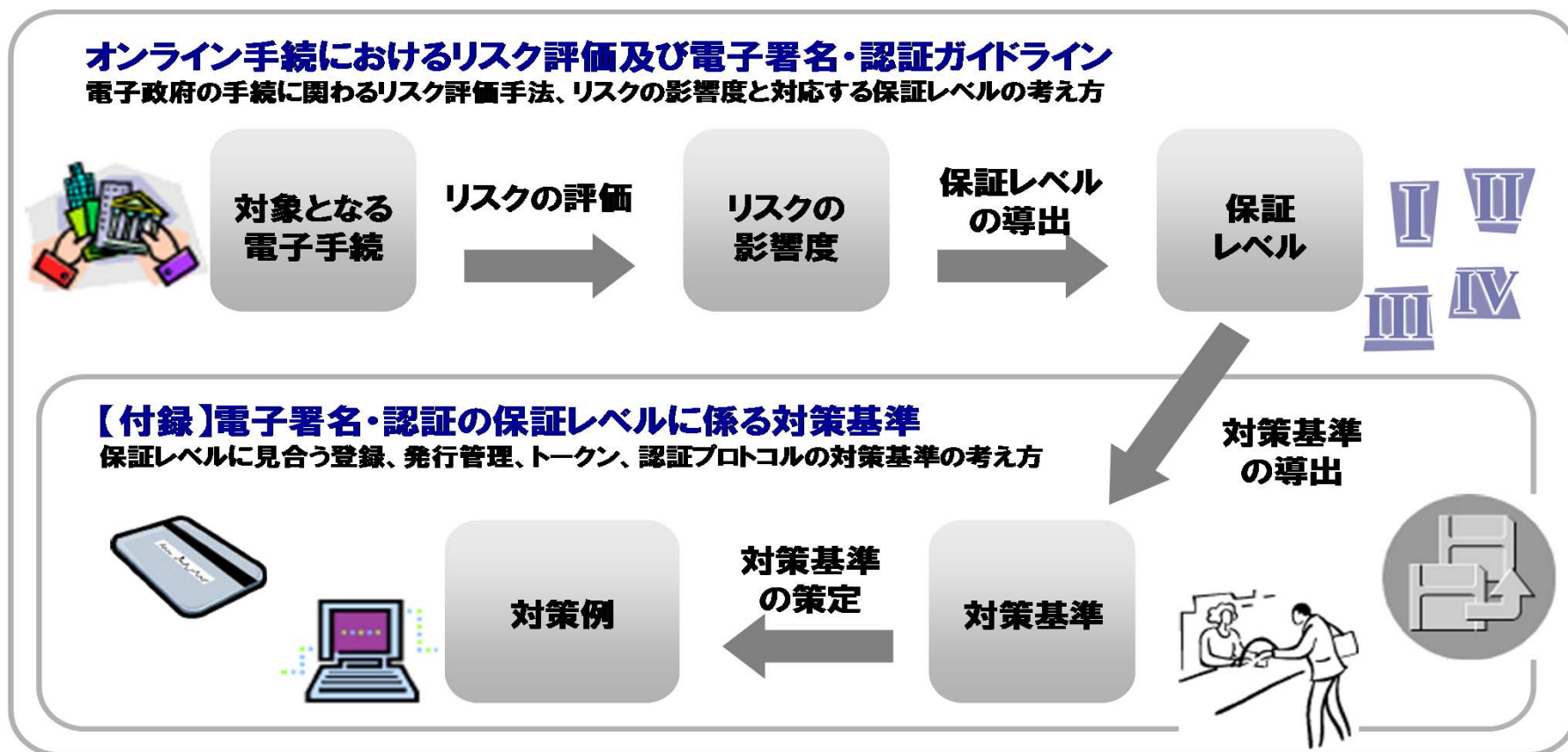
【目的】

政府の情報システムの新規開発及び更新に際して、セキュリティ確保策として「電子署名・認証」の導入を検討するにあたり、各府省のシステム構築担当者が、活用可能な対策基準を提供すること

【対象】

「オンライン利用拡大行動計画」が対象としているオンライン手続システムが対象。

ガイドラインは、対象となる電子手続に関するリスク評価手法とこの手法により導出される「リスクの影響度」、影響度に応じた認証方式の「保証レベル」の導出、各保証レベルに求められる対策基準を規定。



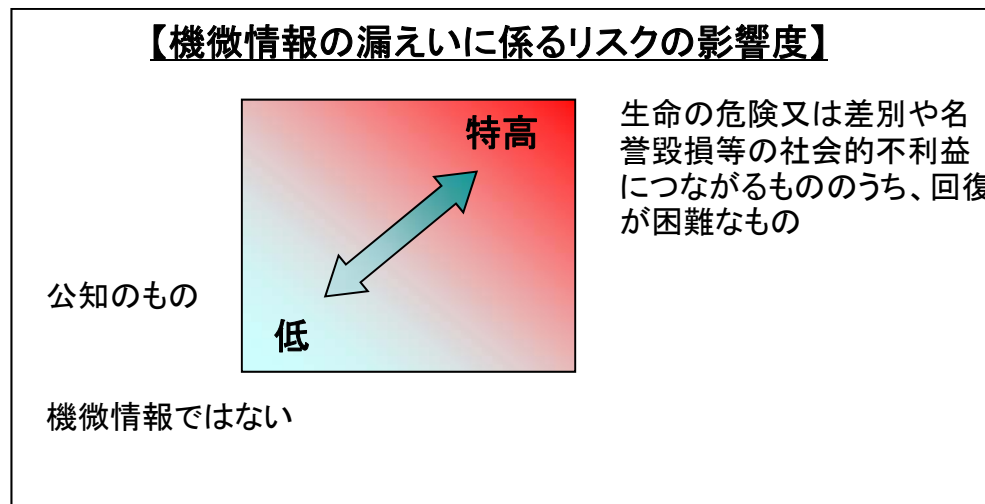
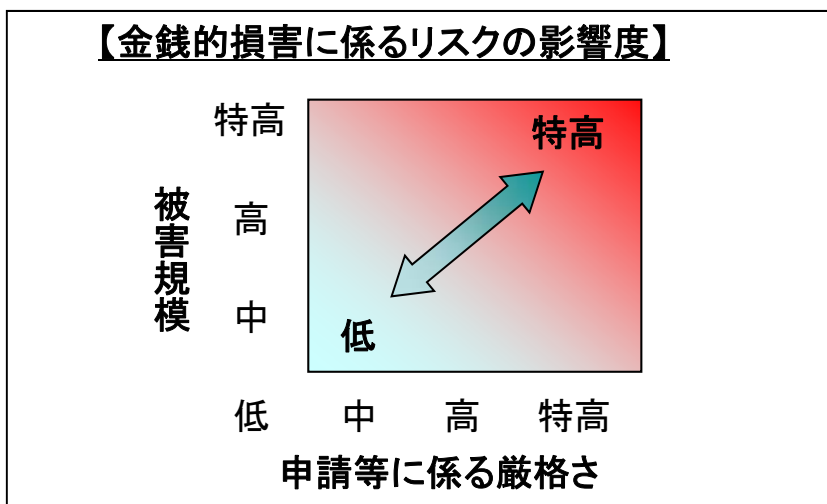
ガイドラインの概要②（リスクの影響度と保障レベル）

● リスクの影響度の定義

「リスク影響度」を「特高」「高」「中」「低」の4段階に定義。

● リスクの評価

いくつかのリスクが想定されるが、オンライン申請等の電子政府サービスにおいては、「機微情報の漏えい」と「金銭的被害」の2つのリスクが主に発生する可能性があり、この2つのリスクについて影響度の導出方法を定義。



● 総合的リスク評価の導出

「総合的なリスクの影響度」の導出においては、金銭的損害に係るリスク、機微情報の漏えいに係るリスクの他、二次的被害、申請者等の特性、回復可能性など、全ての要素を考慮の上、手続固有の特性を踏まえ導出する。

● リスクの影響度による保証レベルの導出

「総合的なリスクの影響度」から「保証レベル」を導出する。この保証レベルに応じた「対策基準」を参照することにより、当該手続きのリスクの影響度に見合った合理的な認証方式の選択が可能となる。

総合的なリスクの影響度	保証レベル
特高	レベル4
高	レベル3
中	レベル2
低	レベル1

ガイドラインの概要③（対策基準）

- 各保証レベルに求められる具体的な対応基準を、4つの評価軸ごとに規定。
- 対策基準の適用の考え方(※1※2)など、基準実現のための配慮事項についても規定。

<主な対策基準>

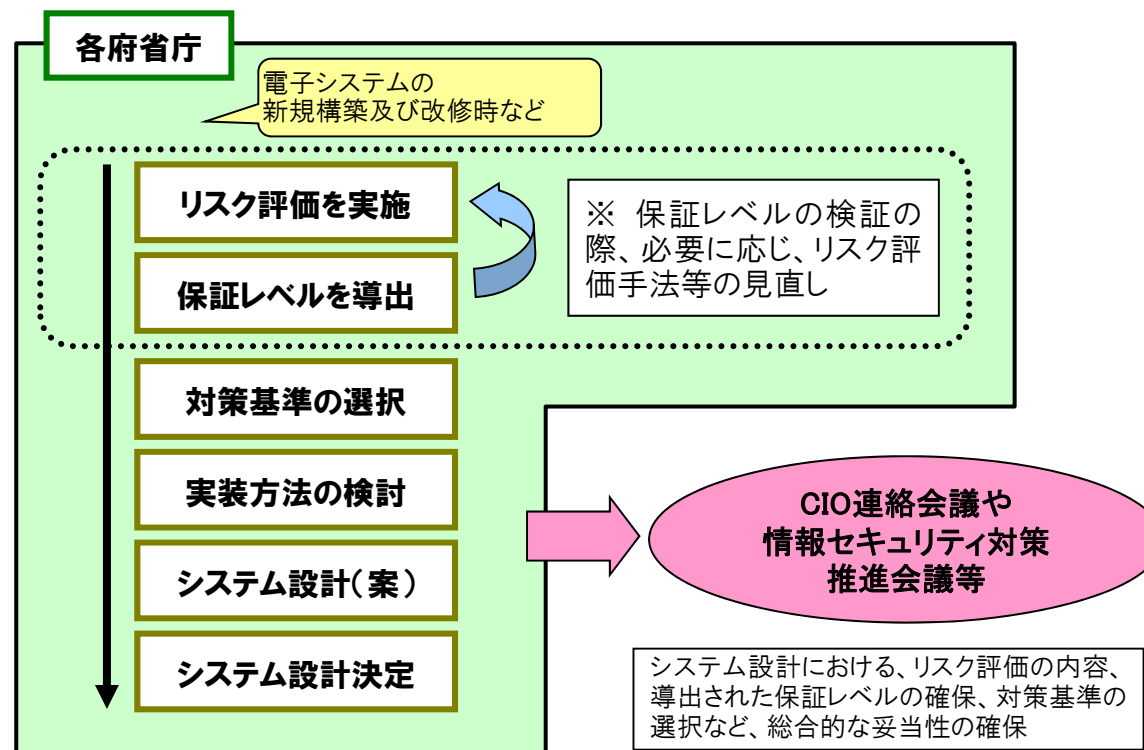
保証レベル	登録	発行・管理	トークン	認証プロセス	署名等プロセス
レベル4	(窓口) ・ 写真付き身分証明1種の提示 ・ 申請情報の台帳照合 ・ 重複登録ではないことの確認	・ 手渡し、本人限定受取郵便、によるトークン発行	・ レベル3の基準に加え、耐タンパ性が確保されたハードウェアトークンを利用すること	・ レベル3と同等の基準	・ 電子政府推奨暗号リストに記載の署名方式 ・ 電子署名用の証明書の用途は電子署名限定
レベル3	(窓口) ・ 写真付き身分証明1種(or他2種)の提示 ・ 申請情報の台帳(又は公的証明書)照合 (郵送 or オンライン) ・ 申請書に対する電子署名 ・ 申請情報の台帳(又は公的証明書)照合	・ レベル4の方法に加え、書留郵便、書留郵便+ダウンロード、電子署名+ダウンロード、によるトークン発行	・ レベル2の基準に加え、複数の認証要素を利用すること	・ レベル2と同等の基準に加え、フィッシングの脅威に対する耐性	・ 電子政府推奨暗号リストに記載の署名方式
レベル2	(窓口) ・ 写真付き身分証明1種(or他2種)の提示 (郵送 or オンライン) ・ 申請情報に他機関の登録情報(クレジットカード番号等)を含めて申告	・ レベル3の方法に加え、分割配付(一方を郵送)、メール通知後のダウンロード、によるトークン発行	・ 認証情報の推測確率が16384分の1未満であること	・ レベル1と同等の基準に加え、盗聴、セッションハイジャック、中間者攻撃の脅威に対する耐性	
レベル1	(窓口 or 郵送 or オンライン) ・ 身元確認は不要 ・ メールアドレスの到達確認	・ レベル2の発行方法に加え、電子メールによる送付、ダウンロード、によるトークン発行	・ 認証情報の推測確率が1024分の1未満であること	・ オンライン上の推測、リプレイ攻撃の脅威に対する耐性	

※1 上位基準の採用: 認証方式の強度とコスト及び利便性は一般的にトレードオフの関係にあり、コストや利便性等の多様な観点による総合的な判断が必要となる。

※2 代替基準の採用: ガイドラインの対策基準は絶対的なものではなく、同等の代替基準であれば他の対応策による代替が許容される。

ガイドラインの概要④（ガイドラインの活用）

- 「リスク評価を実施」、「保証レベルを導出」のプロセスにおいて、個別手続き毎の保証レベル、対策基準の検討。
- 「対策基準の選択」のプロセスにおいて、その他のリスク削減方策の採用や、保証レベルが異なる複数の手続によって構成されるサービスの場合におけるユーザの利便性、サービス提供者側とユーザ側を合わせたライフサイクルコストの観点等から見て、総合的に判断して最終的な対策を決定。
- 選択された対策やリスク評価について、各府省は、それらの適切さを確保するために情報セキュリティ対策推進会議等の場において専門的知見を有する者からの助言等を受け、決定するとともに、業務・システム最適化に係るものは、計画への反映状況について、CIO連絡会議等に報告するものとする。
また、電子政府評価の一環として、必要に応じ各府省に対してガイドラインに基づく取組の報告を求め、評価等を行う。



行政手続オンライン化法 抜粋支流 1**(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律)****(平成十四年十二月十三日法律第百五十一号)**

(目的)

第一条 この法律は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
- 二 行政機関等 次に掲げるものをいう。
 - イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和三十二年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関
 - ロ イに掲げる機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められたもの
 - ハ 地方公共団体又はその機関（議会を除く。）
 - ニ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）
 - ホ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）
 - ヘ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（地方独立行政法人を除く。）のうち、政令で定めるもの
 - ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者
 - チ ニからトまでに掲げる者（トに掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。）の長

- 三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- 四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- 五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- 六 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯 則事件に関する法令の規定に基づく手続（次号から第九号までにおいて「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。
- 七 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。
- 八 縦覧等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。
- 九 作成等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。
- 十 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務 省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算 機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等をするものについては、当該法令の規定にか

かわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第四条 行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、行政機関等は、当該処分通知等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 行政機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第六条 行政機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する法令の規定を適用する。

- 3 第一項の場合において、行政機関等は、当該作成等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

新たなオンライン利用計画について (中間整理)の概要

平成23年1月7日
情報通信技術(IT)担当室

新たなオンライン利用計画について(中間整理)の概要(案)

これまでの取組の総括と今後の取組の方向性

【目標】

- 利用率の向上に重点的に取り組む

【対象範囲】

- 原則としてすべての行政手続をオンライン化(その後、利用率が極めて低調な手続等についてはオンライン化を停止)

【目標】

- 利用率の向上だけでなく、利用者の利便性の向上や行政運営の効率化に取り組む(利用者満足度、費用対効果の向上)

【対象範囲】

- 費用対効果を基本としつつオンライン化の範囲を個別に決定

費用対効果

- ◆ 費用は、システムの整備・運用経費を基本とし、システムごとに把握
- ◆ 効果は、手続によって大きく異なるため、手続ごとに把握
- ◆ 費用対効果は最終的にはシステム単位で判断
- ◆ 現在の費用対効果のみではなく、将来の動向を踏まえた上で判断

対象サービスの範囲

- ◆ 申請等自体がない手続については、原則オンライン化を停止
- ◆ 申請等自体はある手続については、費用対効果を検討し、個別にオンライン化の継続又は停止を判断
- ◆ 例えばオンライン利用件数が相当程度ある場合など、費用対効果以外の要素も考慮する必要

業務プロセスの見直し

- ◆ 利用者の利便性の向上、行政運営の効率化を目的として業務プロセスの見直しを実施
- ◆ 申請・届出等の件数が多く、国民や企業による利用頻度が高い手続については、きめ細かく業務プロセスを見直す必要
- ◆ 手続に係る利用者側の作業フローや行政側の業務フローを把握・分析した上で、具体的な改善策及び成果を適切に把握するための指標を盛り込んだ「業務プロセス見直し計画」を個別に作成

(参考1)電子行政タスクフォースにおける検討経過

第1回 9月15日

- 検討の視点

第2回 10月28日

- 費用対効果の考え方
 - ・ 費用は、システムの整備・運用経費を基本とし、システムごとに把握
 - ・ 効果は、手続によって大きく異なるため、手続ごとに把握
 - ・ 現在の費用対効果のみではなく、将来の動向を踏まえた上で判断 等
- 対象サービスの範囲に係る基準
 - ・ 費用対効果を検討し、個別にオンライン化の継続又は停止を判断
 - ・ オンライン利用件数が相当程度ある場合など、費用対効果以外の要素も考慮する必要 等

第4回 11月19日

- 利用者ヒアリング（電子政府推進員、日本弁理士会）
- 利用者の意見・要望への対応
 - ・ これまでの利用促進という観点だけでなく、利用者の立場に立った指標を設定し、利用者側効果の増大に取り組む
 - ・ 費用対効果を高める観点から、行政側効果の増大や費用の減少にも取り組む 等

第7回 12月20日

- 業務プロセスの見直しの考え方
 - ・ 利用者の利便性の向上、行政運営の効率化を目的として業務プロセスの見直しを実施
 - ・ 国民や企業による利用頻度が高い手続については、きめ細かく業務プロセスを見直す必要 等

第9回 1月7日

- 中間整理

(参考2) 平成21年度のオンライン利用の現状

区 分	手続数	年間申請等件数	オンライン利用目標	オンライン利用率
重点手続 (注1)	71手続	4億1,070万件	分野ごとに目標を設定 重点手続全体では25年度に72%	21年度実績56.3%
申請等自体はある手続	3,927手続	4,646万件	個別目標なし	—
申請等自体がない手続	3,509手続	0件	個別目標なし	申請等自体がない ためオンライン利 用もなし
合 計	7,584手続 (注2)	4億5,716万件	オンライン化された手続全体で は22年度に50%	21年度実績39.5%

(注1) 国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上の手続及び100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続(登記、輸出入・港湾、国税、社会保険・労働保険、産業財産権出願関連、自動車登録等の手続)。平成21年度からの3年間でオンライン利用促進に集中的に取り組む。

(注2) 複数手続をまとめて申請等件数を算出している手続があるため、合計は一致しない。

出典「平成21年度における行政手続オンライン化等の状況」ほか